

211

平成十八年四月七日提出
質問第二一一号

在カザフスタン共和国日本国大使館の住居手当に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

在カザフスタン共和国日本国大使館の住居手当に関する質問主意書

一 平成十八年四月一日現在、在カザフスタン共和国日本国大使館（以下「大使館」という。）の館員数は何名か。

二 「大使館」館員の内、住居手当が支給されているのは何名か。

三 「大使館」館員の住居手当の限度額について、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）別表第二の号別の適用者数を明らかにされたい。その際、当該号の支給限度額が邦貨換算でいくらになるかも明らかにされたい。

四 外務省が把握する直近のデータで、カザフスタン共和国における一人当たりの国民所得は邦貨換算で月額いくらになるか。

五 外務省が把握する直近のデータで、カザフスタン共和国における一人当たりの最低生活必要経費はいくらか。

六 外務省が把握する直近のデータで、アスタナ及びアルマティにおける住宅賃借料の一平方メートルあた

りの平均価格は邦貨換算でいくらになるか。

七 「大使館」館員の住居手当の限度額を外務省はどのようなデータに基づき算定しているか。

八 三の住居手当の支給限度額は社会通念上妥当と考えるか。

右質問する。